

グリーンリース普及促進事業

事業概要の説明

平成30年10月25、26日

公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)



クール・ネット東京

本日の説明内容

1. 事業の背景
2. 助成事業概要
3. 助成対象事業者
4. 助成対象事業
5. 助成対象経費
6. 各手続き
7. 審査から交付決定まで
8. 交付決定後について
9. 募集結果

1. 事業の背景

1-1 はじめに

1-2 グリーンリースとは？

はじめに

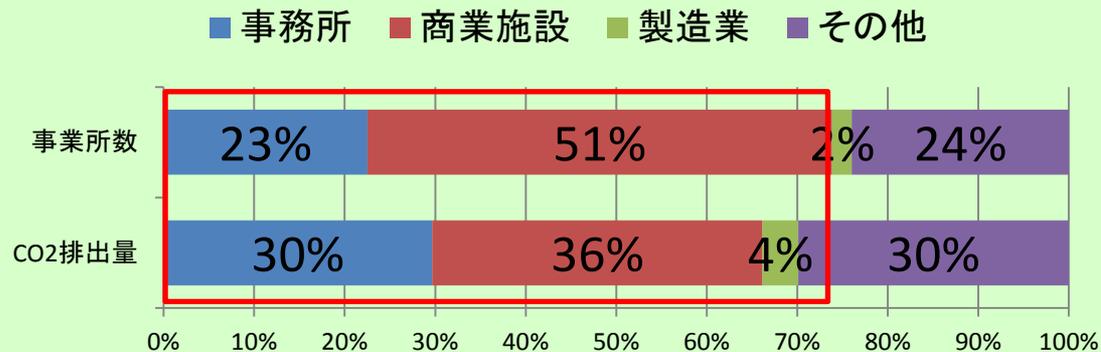
中小テナントビル対策

地球温暖化対策報告書制度においては、

- 事業所数の約2割が「事務所」、約5割が「商業施設」
- CO₂排出量の約3割が「事務所」、約4割が「商業施設」
- 事務所及び商業施設の過半数がテナントに関連したものと類推



中小テナントビル対策が重要



事業所数及びCO₂排出量割合

(2014年度報告書制度の実績データより推計)

グリーンリースとは？

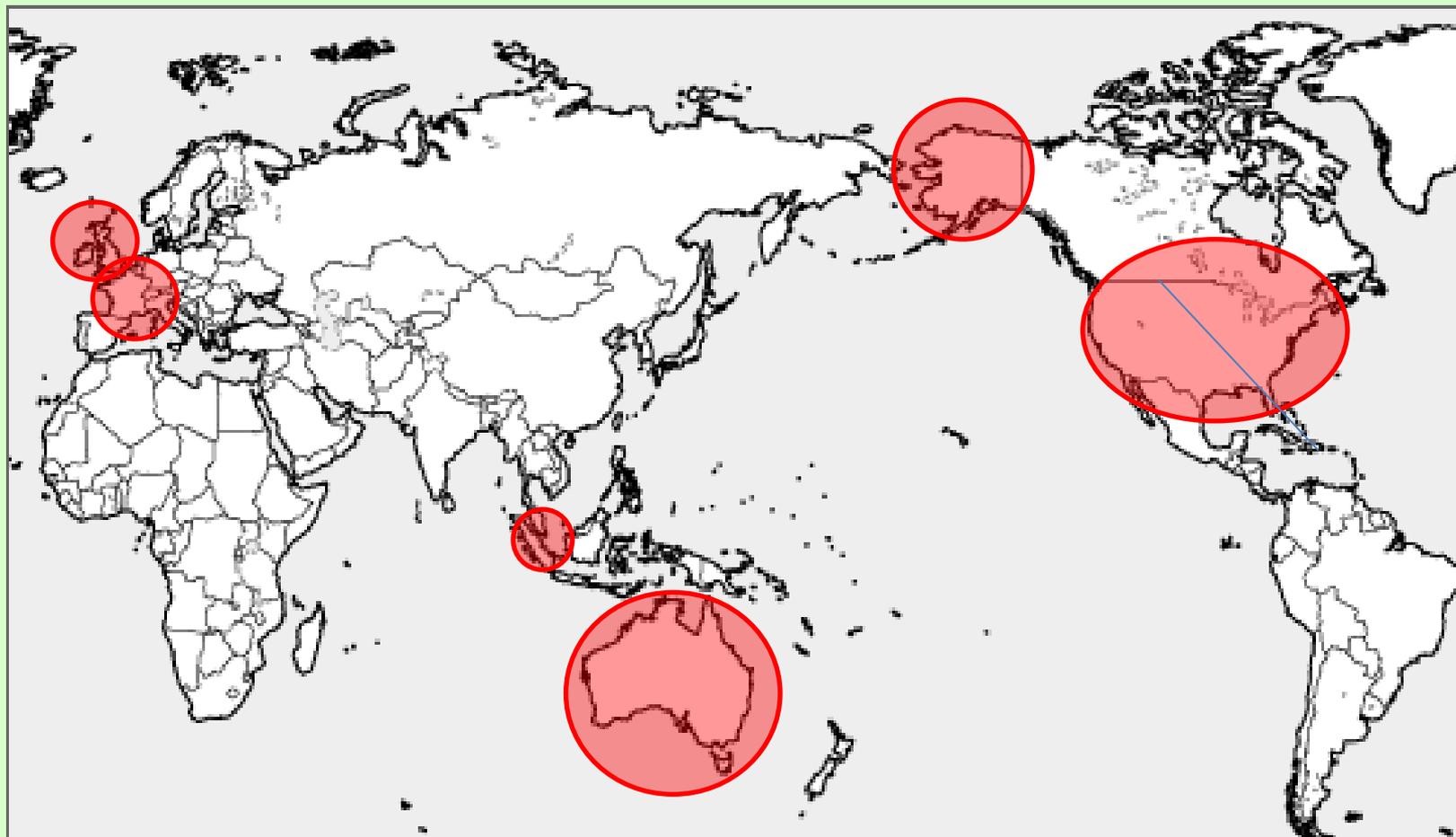
ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について**契約**や**覚書**等によって**自主的に**取り決め、取り決め内容を実践すること。



国土交通省，環境不動産普及促進検討委員会「グリーンリース・ガイド」(2016年2月)より

ビルオーナー・テナント**双方が光熱費削減等の恩恵**を受ける**Win-Win**の関係を構築するものです。

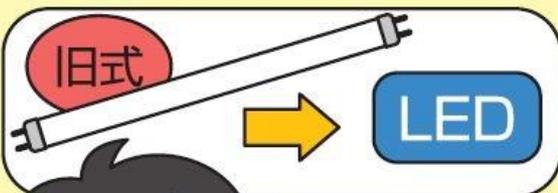
海外におけるグリーンリース



アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、シンガポールなどでは
先進的に取組まれています！

具体的には？

テナント



もっと新しい設備なら
光熱費が安くなるのになあ

最新設備を導入すると

- ・光熱費の削減
- ・環境配慮企業としてのPR
- ・執務環境の改善

オーナー

A cartoon illustration of a man with glasses and a thoughtful expression, arms crossed. A speech bubble next to him contains the text: '設備更新したいけど、コスト負担も大きいし、テナントに迷惑をかけてしまうなあ' (I want to update the equipment, but the cost burden is also high, and it will be troublesome for the tenants).

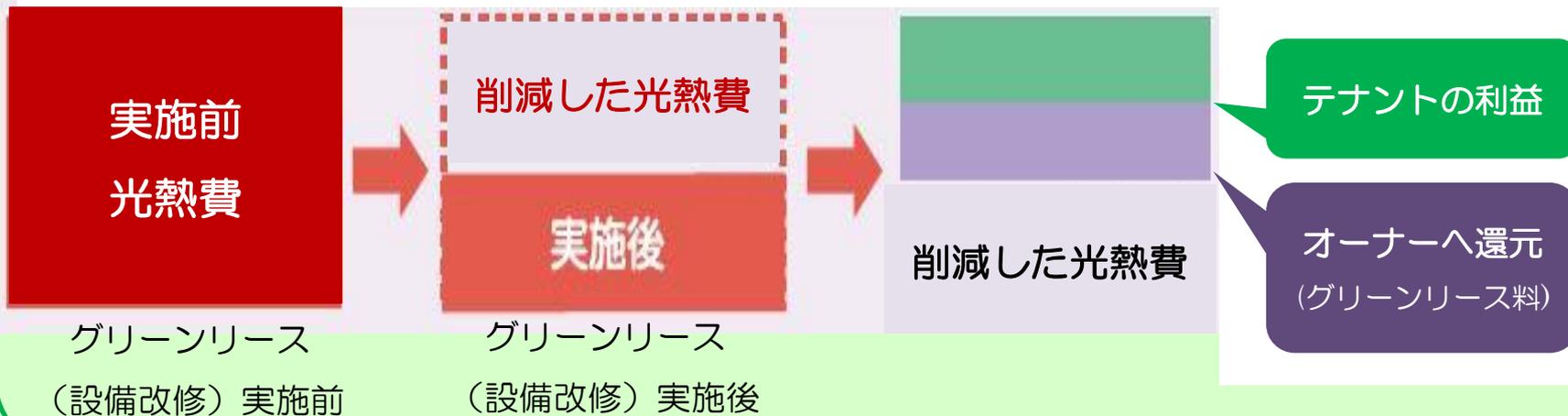
設備更新したいけど、コスト負担も大きいし、テナントに迷惑をかけてしまうなあ

最新設備を導入すると

- ・ビルの価値上昇
- ・入居率のアップ
- ・テナント満足度のアップ

グリーンリース契約

グリーンリース実施前後のテナント光熱費(イメージ)



新しい設備にして、削減された光熱費の一部を改修費に充ててください！



より執務環境を改善できる設備更新をします！

グリーンリース契約 成立！！

2. 助成事業概要

事業スキーム

東京都

中小テナントビル
オーナー

① 出えん

② 助成金申請

③ 交付決定

④ 助成金支払

● 都の出えん金による基金
造成

都は本事業の原資を公社
に出えんし、公社はその出
えん金により基金を造成し
ます。

(公財)東京都環境公社
クール・ネット東京

基金造成

● 基金を活用した補助事業

公社は基金を原資として、
省エネルギー設備を導入し
た中小テナントビルオー
ナー等に対して、その経費
の一部を補助します。

事業概要①

募集期間	平成28年10月31日から 平成31年 1月15日まで
基金	約21億円
助成対象事業者	都内において中小テナントビルを 所有する中小企業者及び資本金 が10億円未満の会社法に定め る会社
助成対象経費	設備費、工事費、調査費

事業概要②

設備費・工事費

省エネ設備の導入に伴う助成対象経費

助成率

助成対象経費の1 / 2

助成額上限

4,250万円（調査費含む）※
※ビル共用部分の照明をLED化する場合に限る

調査費

グリーンリース契約の締結に関する調査費用

助成率

助成対象経費の1 / 2

助成額上限

100万円

都と国のグリーンリース事業の比較

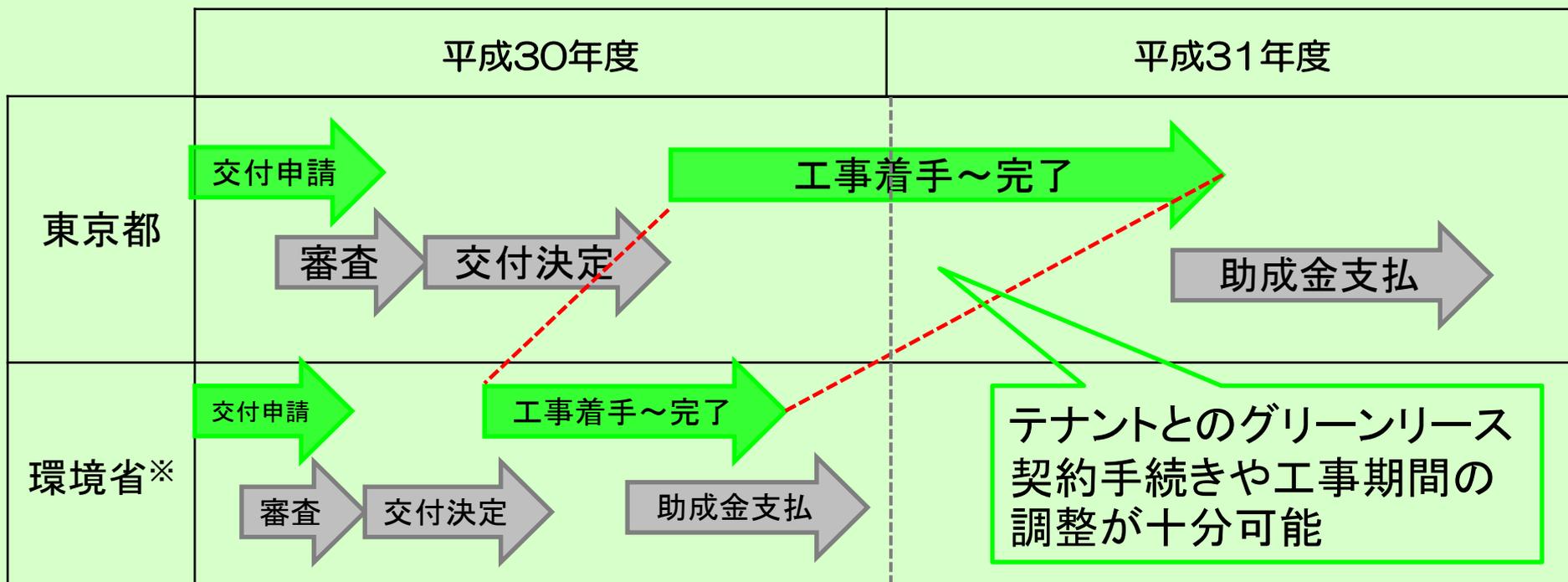
名称	グリーンリース普及促進事業	テナントビル省CO2促進事業
所管	東京都環境局	環境省
事業主体	クール・ネット東京	一般社団法人 静岡県環境資源協会
募集期間	平成28年度から平成30年度まで	平成28年度から平成30年度まで
交付期間	平成28年度から平成32年度まで	各募集年度内
事業規模	約21億円	50億円(ZEB実証事業等含む)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・都内中小テナントビルを所有する中小企業者等(ESCO事業者又はリース事業者との共同申請可) ・当該テナントビルに係る地球温暖化対策報告書を提出する事業者 	<p>テナントビルの所有者 (リース事業者との共同申請可)</p>
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・GL契約締結のための調査事業(単独不可) ・GL契約に基づく設備改修事業(ベンチマークA2以上が見込めること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・GL契約締結のための調査事業(単独不可) ・GL契約に基づく設備改修事業(15%以上のCO₂削減が見込めること)
対象経費助成率	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費用(1/2・上限100万円) ・設備改修費用(1/2・上限4250万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査費用(1/2・上限50万円) ・設備改修費用(1/2・上限5000万円)

都と国のグリーンリース事業の比較

▶ 都の事業の流れ

交付申請→審査→交付決定→工事着手→工事完了→助成金支払

※工事契約・着手は、交付決定後に実施



※都の事業と比較するため、手続きの名称を便宜的に統一して表記しています。

3. 助成対象事業者

助成対象事業者①

募P. 7~9

都内において中小テナントビルを所有

- (1) 特定中小企業者
- (2) その他会社
- (3) その他の事業者
- 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業所

※他の補助金・助成金などとの重複受給は認められません。

助成対象事業者①

募 P. 7

同一事業者による複数回申請が可能

① 複数事業所の申請

※同一募集回での申請もOK

② 同一事業所の複数申請

※申請できる金額は合計4,250万円まで

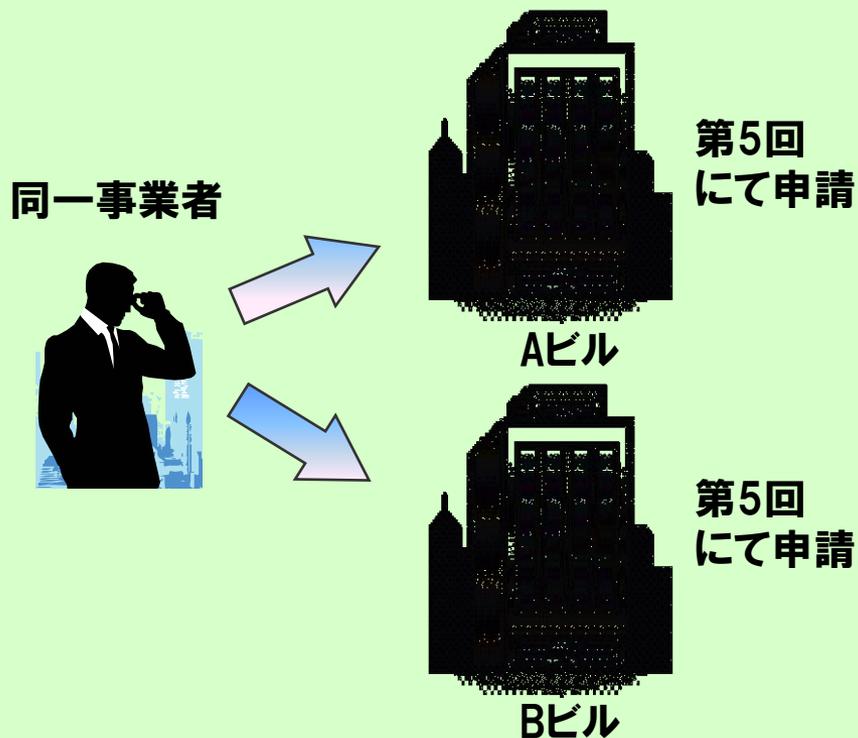
複数回申請を行う場合は、**事前**に公社に相談ください。

助成対象事業者①

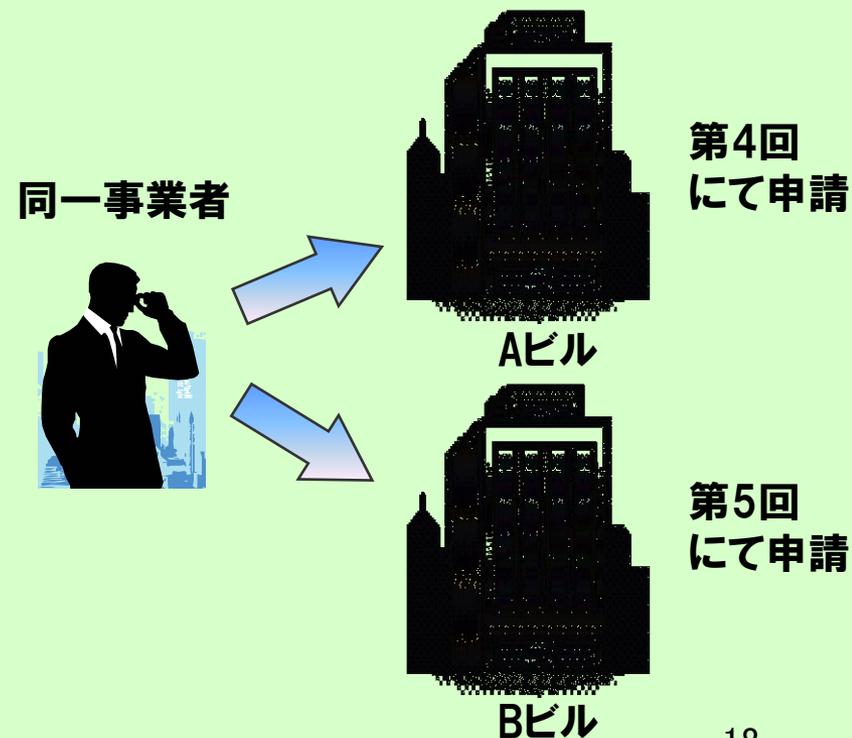
募P. 7

① 複数事業所の申請の場合

(1) 同一募集回での申請



(2) 別の募集回での申請

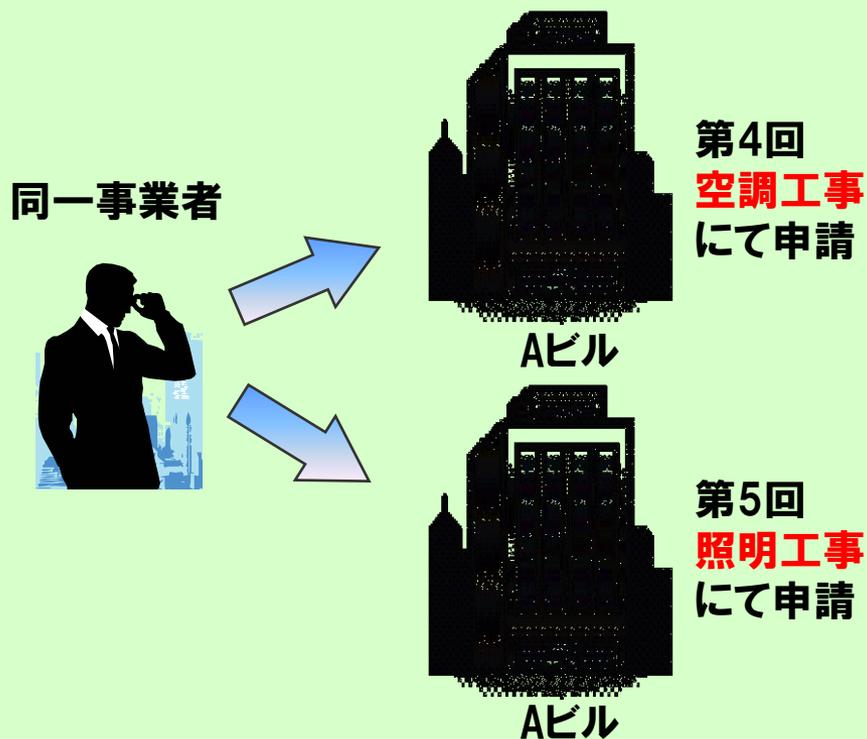


助成対象事業者①

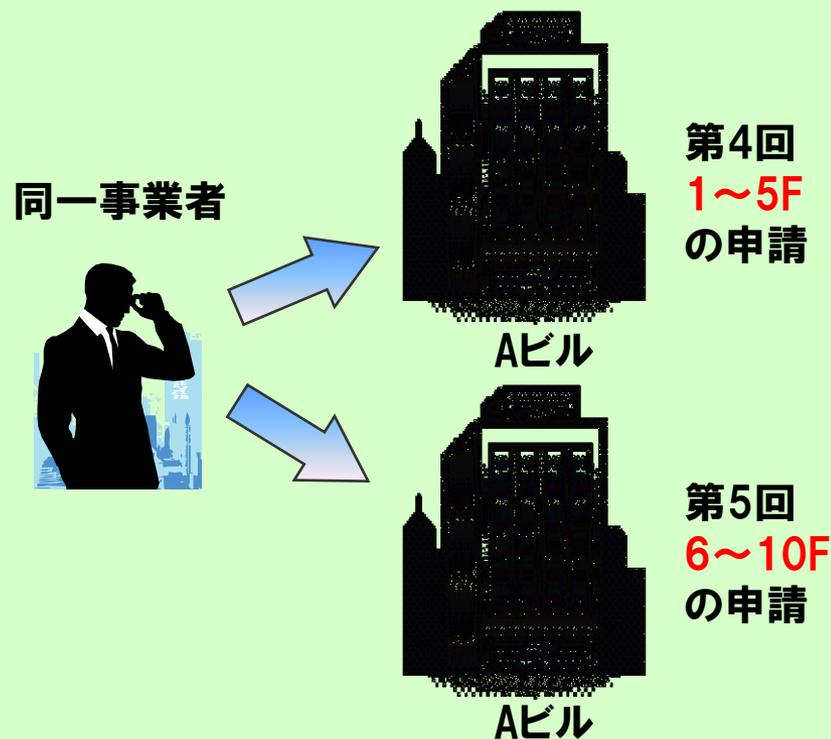
募P. 7

② 同一事業所の複数申請の場合

(1) 工事ごとの申請



(2) フロアごとの申請



※申請できる金額は**合計4,250万円**までです。(共用部の照明を含んだ場合)

※それぞれの申請ごとに、各種の**要件を満たす**ことが必要です。

助成対象事業者②

募P. 7~8

(1)特定中小企業者

中小企業基本法に基づく中小企業者等

(2)その他会社

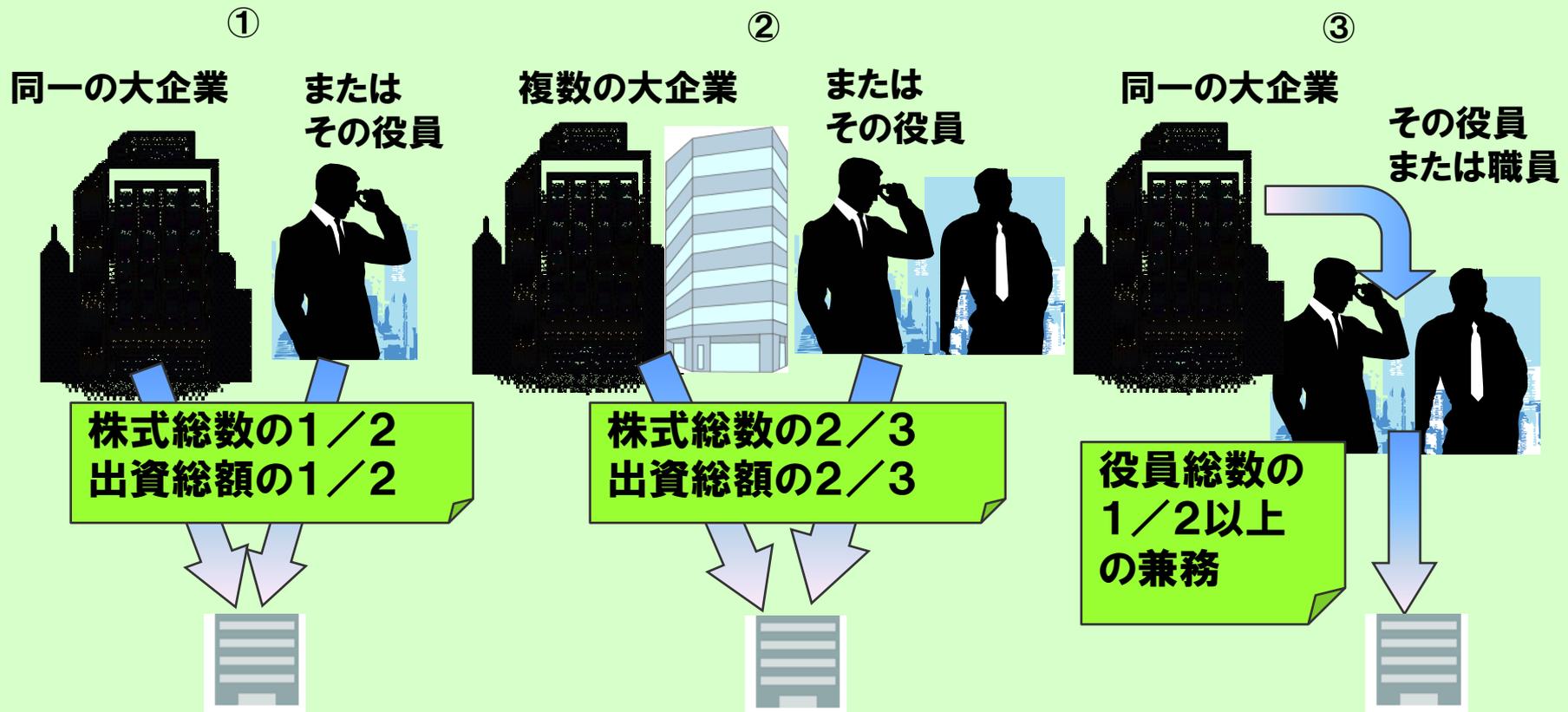
資本金が10億円未満の会社

- 個人事業主は中小企業者に含まれます
- 医療法人・社会福祉法人・宗教法人・財団法人
学校法人・NPO法人等は含まれません

助成対象事業者の注意点①

募P. 7~8

大企業が実質的に経営参加している中小企業は
対象外



助成対象事業者の注意点②

募P. 8, 11, 22

区分所有者、共有者

区分所有者及び共有者は、
全て本助成金の助成対象事業者の条件を
満たしている必要があります。

※複数の所有者で共同申請する場合は、共同申請者の
うち1名を代表者とすることができます。

助成対象事業者の注意点③

募 P. 8, 22

その他の事業者

特定中小企業者又はその他会社と共同して本事業を実施するリース事業者及びESCO事業者

- 本事業終了まで継続する契約を締結
- 助成金の額に相当する金額を料金から減額

ESCO事業者

- 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者に登録
- 1年以上継続するESCO契約において計測・検証を伴う実績がある事業者

助成対象事業所

募 P. 9

都内の中小テナントビル

テナントと賃貸借契約を行いテナントが存在する建築物のうち、建物登記簿謄本で建築の構造が2階建以上で記録されており、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満のものを指します。

- ・原則として延床面積500㎡以上の建物
- ・竣工後1年以上経過していること

4. 助成対象事業

4-1 グリーンリースの種類

4-2 助成対象事業の要件

4-3 ベンチマークとは

4-4 申請範囲及び助成対象設備

グリーンリースの種類

本助成事業
においては必須

募 P. 10

設備改修のグリーンリース

- ・ 中小テナントビルの所有者が実施しようとする省エネ改修のメリットがテナント等事業者に帰属する場合、テナント等事業者が当該所有者にメリットの還元（グリーンリース料）を行うもの。

運用改善のグリーンリース

- ・ 中小テナントビルの所有者とテナント等事業者間の省エネ及び環境配慮等における協力に関する取組であって、上記の設備改修のグリーンリース以外をいい、その取組を明文化するもの。

- 例）
- ・ 組織体制の整備
 - ・ 削減目標等の設定
 - ・ 平日12時～13時の間は消灯
 - ・ 空調運転時間適正化 など

助成対象事業の要件

募 P. 10

グリーンリースを実施すること

- 申請範囲に存在する1つ以上のテナントと**設備改修**のグリーンリースを実施
 - ※グリーンリース料を実質0円とはできません
また、著しく低い水準の設定も認められません
- 設備改修のグリーンリースは改修後1年以上継続して実施

ベンチマーク評価を**A2(レンジ「A2-」)**以上にすること

ベンチマークとは①

募 P. 5

- 地球温暖化対策報告書の膨大なデータを分析したものの業種ごとの平均的なCO₂排出原単位（30業種）
平均値と比較したCO₂排出レベルの分類（7段階15レンジ）
- 中小規模事業所が自らのCO₂排出水準を把握するための指標
同業種における事業所毎のCO₂排出レベルの比較可能

CO₂排出原単位(kg-CO₂/m²) =
(延床面積 1 m²当たりのCO₂排出量)

$$\frac{\text{事業所の年間CO}_2\text{排出量 (kg)}}{\text{事業所の延床面積 (m}^2\text{)}}$$

ベンチマークとは②

募 P. 5

<ベンチマーク区分（30業種）>

※2012年度実績改訂版

区分番号	ベンチマーク区分	平均原単位 kgCO ₂ /m ²	区分番号	ベンチマーク区分	平均原単位 kgCO ₂ /m ²
1	オフィス(テナント専有部)	81.3	14	飲食店(ハンバーガー)	733.4
2	オフィス(自社ビル)	65.4	15	飲食店(喫茶)	414.1
3(1)	テナントビル(オフィス系、小規模)	78.9	16	飲食店(焼肉)	561.9
3(2)	テナントビル(オフィス系、中規模)	75.5	17	飲食店(中華料理・ラーメン)	985.1
3(3)	テナントビル(オフィス系、準大規模)	75.1	18	飲食店(その他)	718.7
4(1)	テナントビル(商業複合系、小規模)	207.7	19	旅館・ホテル	125.2
4(2)	テナントビル(商業複合系、中規模)	174.8	20	学校・教育施設	23.4
4(3)	テナントビル(商業複合系、準大規模)	124.1	21	病院・診療所	106.0
5	物販店(コンビニ)	585.4	22	保育所	57.1
6	物販店(ドラッグストア)	295.4	23	保健・介護施設	72.6
7	物販店(総合スーパー・百貨店)	259.7	24	フィットネス施設	203.5
8	物販店(生鮮食品等)	387.0	25	パチンコ店舗	287.1
9	物販店(食料品の製造小売)	765.3	26	カラオケボックス店舗	252.1
10	物販店(服飾品)	124.8	27	ゲームセンター	333.9
11	物販店(自動車(新車)小売)	63.4	28	図書館	64.3
12	飲食店(食堂・レストラン)	596.6	29	博物館・美術館	69.3
13	飲食店(居酒屋・バー)	365.1	30	区市町村庁舎等	54.6

ベンチマークとは③

募 P. 5

<ベンチマークレンジ (7段階15レンジ) >

CO₂
排出原単位

少

助成対象事業の要件

平均値

多

レンジ		基準 (平均値と比較した比率(%))
A4	A4	55%以下
A3	A3 ⁺	55%超 - 60%以下
	A3	60%超 - 65%以下
	A3 ⁻	65%超 - 70%以下
A2	A2 ⁺	70%超 - 75%以下
	A2	75%超 - 80%以下
	A2 ⁻	80%超 - 85%以下
A1	A1 ⁺	85%超 - 90%以下
	A1	90%超 - 95%以下
	A1 ⁻	95%超 - 平均値以下
B2	B2 ⁺	平均値超 - 105%以下
	B2	105%超 - 100%以下
	B2 ⁻	110%超 - 115%以下
B1	B1	115%超 - 150%以下
C	C	150%超

申請範囲及び助成対象設備

募 P. 11

申請範囲

- ・ **助成対象事業所である中小テナントビル一棟**
※ 作為的に特定のテナントや共用部を除いてはいけません
住居部分は含めません

【申請範囲外のもの（例）】

- ・ 助成金申請者の自社使用部分
- ・ 住居の用途に供する部分

申請範囲及び助成対象設備

募 P. 11

助成対象設備

- ・ 設備改修のグリーンリースを実施したテナント等事業者の専用部、運用改善のグリーンリースを実施したテナント等事業者の専用部及び共用部の設備

【助成対象設備に含まれないもの（例）】

- ・ グリーンリース契約を締結していないテナント専用部
- ・ 住居、自社と共用の1Fエントランス、駐車場等
- ・ オーナーと同一人物が代表者を務めるテナントの専用部及び共用部

申請範囲及び助成対象設備の例

募 P. 12

 …申請範囲

 …対象となる設備

例1 Aビル

6F	テナント	—	共用部
5F	テナント	設備改修	共用部
4F	テナント	—	共用部
3F	テナント	運用改善	共用部
2F	テナント	運用改善	共用部
1F	テナント	—	共用部

例2 Bビル

6F	住居	—	共用部
5F	テナント	設備改修	共用部
4F	テナント	—	共用部
3F	テナント	—	共用部
2F	テナント	—	共用部
1F	テナント	—	共用部

注 1Fの共用部は、6F住居と共同
使用の場合は対象とはならない
(エントランス、駐車場等)

申請範囲及び助成対象設備の例

募 P. 12



…申請範囲



…対象となる設備

例3 Cビル

6F	自社使用	—	共用部
5F	テナント	運用改善	共用部
4F	テナント	運用改善	共用部
3F	テナント*	設備改修	共用部
2F	自社使用	—	共用部
1F	テナント	運用改善	共用部

* 入居者の代表者がオーナーと同一であった。

注 1Fの共用部は、2,6F自社と共同使用の場合は対象とはならない
(エントランス、駐車場等)

例4 Dビル

6F	テナント	運用改善	共用部
5F	テナント	運用改善	共用部
4F	テナント	運用改善	共用部
3F	テナント	運用改善	共用部
2F	テナント	運用改善	共用部
1F	テナント	運用改善	共用部

Dビルのような場合は申請できません。

申請範囲及び助成対象設備の例

募 P. 12



…申請範囲



…対象となる設備

例5 Eビル

6F	テナント	—	共用部
5F	テナント	設備改修	共用部
4F	テナント	—	共用部
3F	空室 *	—	共用部
2F	空室	—	共用部
1F	テナント	—	共用部

* 新規入居者とグリーンリース契約が締結できた

例6 Fビル

6F	テナント	—	共用部
5F	テナント	設備改修	共用部
4F	テナント	—	共用部
3F	空室 #	—	共用部
2F	空室	—	共用部
1F	テナント	—	共用部

新規入居者とグリーンリース契約が締結できなかった

5. 助成対象経費

5-1 助成対象となる経費区分

5-2 助成対象とならない経費

5-3 助成額・助成率

助成対象となる経費区分

募P. 13~14

項目	内 訳
① 設備※費	機器費、計測装置(設備のエネルギー使用量を計測・記録できるデータロガー等)、その他必要不可欠な付属機器
② 工事費	労務費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、総合試験調整費、立会検査費、機器搬入費等
③ 調査費	グリーンリース契約の締結に関する調査

※対象設備の例:

照明機器、空調機器、トランス本体、インバーター化設備、エレベーター、計測機器等

助成対象とならない経費

募P. 13~14

消費税相当額

増設設備費

書類の作成費用



撤去費、移設費、
処分費

キュービクル、
エレベータ籠部

等々

詳しくは、募集要項P.13~14を参照してください。

不明な点があれば、事業支援チームまで

お問い合わせください。

助成額・助成率

募 P. 15

設備費・工事費

省エネ設備の導入に伴う助成対象経費

助成率

助成対象経費の 1 / 2

助成額上限

4, 250万円（調査費含む）

調査費

グリーンリース契約の締結に関する調査費用

助成率

助成対象経費の 1 / 2

助成額上限

100万円

助成金の額

募P. 15

例

設備費・工事費	6,500万円
調査費	100万円
合計	6,600万円

助成金額	
設備費・工事費	3,250万円
調査費	50万円
助成金申請額	3,300万円

※ 助成金の交付は**工事完了後**となります。

助成金の額

募P. 15



共用部の照明の 設備費・工事費	200万円
その他の設備・工事費	9,000万円
合計	9,200万円

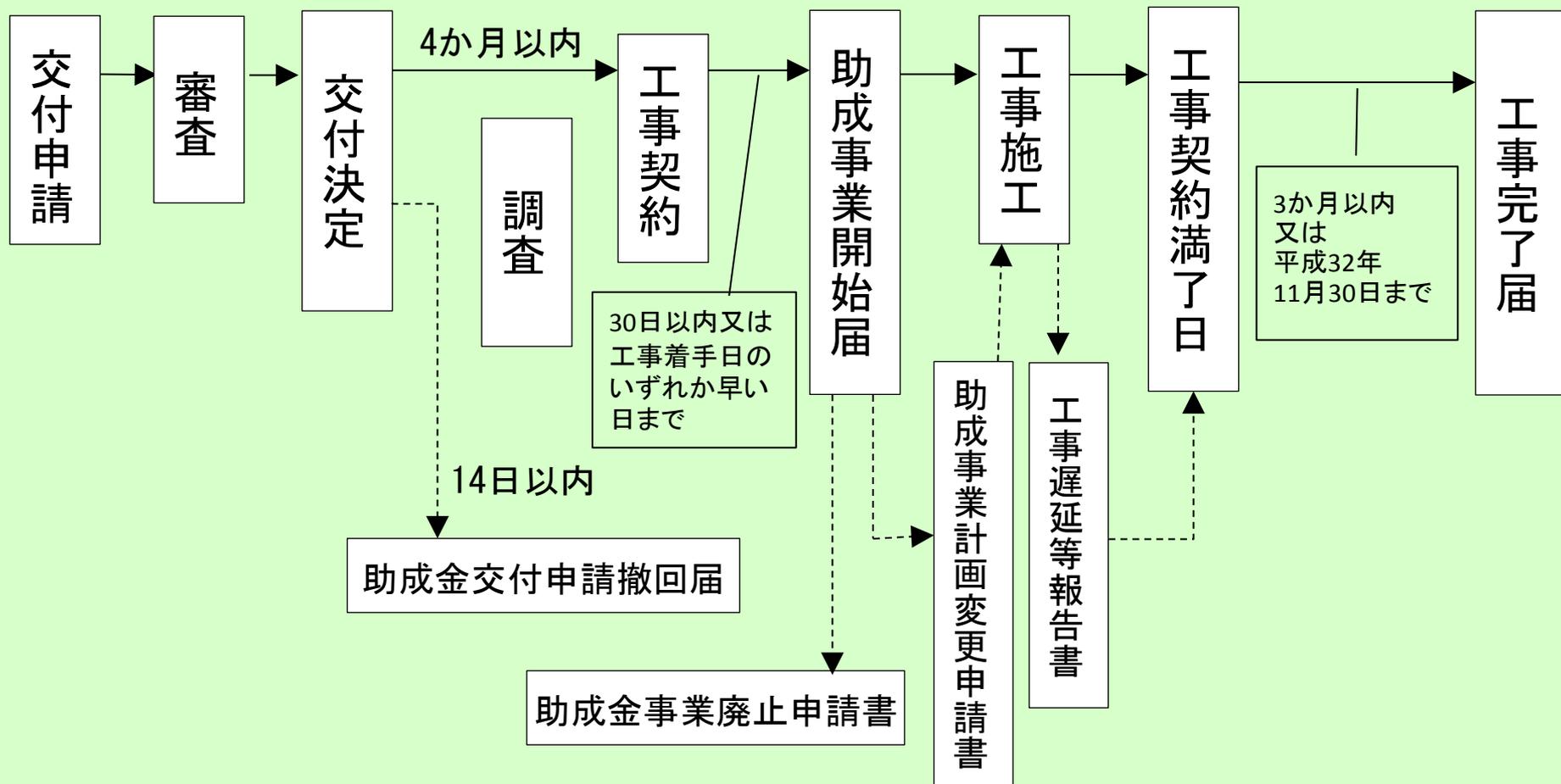
助成金額	
共用部の照明の 設備費・工事費	100万円
その他の設備・工事費	4,000万円
助成金申請額	4,100万円

4,000万円を超える分については、共用部分の照明のLED化に限る

※ 助成金の交付は**工事完了後となります。**

6. 各手続き

交付申請から工事完了届までのフロー図



申請書類の提出

募 P. 16~19

書類の提出

持参又は郵送による提出

提出部数

2部(正本・副本)
ファイリングして提出してください

申請様式

ホームページよりダウンロード

提出先

〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿NSビル10F
東京都地球温暖化防止活動推進センター
事業支援チーム

注意事項

口頭による説明は判断材料になりません
公社では書類の修正を一切行いません

交付申請

募 P. 20～22

申請の受付期間

- ・第5回募集(最終回)の申請受付期間は
平成30年10月1日(月)から

平成31年1月15日(火)まで

本申請前の事前相談を行なうことを推奨

事前相談もしくは申請書類の提出を行なう際は、**電話で**
アポイントを取ってください。

ご予約なしのご来訪は、担当者不在により対応できない
場合があります。

申請書類の注意点①

募P. 21 表の7

申請までに地球温暖化対策報告書の提出

申請を予定している中小テナントビルについて、助成金を申請する年度に提出してください。

（提出期限 8月末日または12月17日）



作成ツールがあるので、簡単に作成できます！

『作成ツール』のダウンロード（無料）

「本制度ホームページ」⇒「報告書の作成」⇒「各ツールのダウンロード」

<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/report/format/index.html>

東京都 地球温暖化対策報告書

検索

申請書類の注意点②

募 P. 21 表の10

工事参考見積書

- 1社以上取得すること
- 発行後3か月以内のもの
- 見積り基準等を明記し、費用の算出根拠を示すこと
※「〇〇一式」は不可

募 P. 21 表の11、12

グリーンリース契約書案の提出

- 覚書、協定書、協議書等でも可
- グリーンリース料の算定資料を添付してください。

申請書類の注意点③-1

募 P. 21 表の18

省エネ改修効果診断ツール

省エネ改修効果診断ツールを用いて、助成対象事業の要件である設備改修後A2以上を満たすかどうか確認してください。

本ツールの作成に必要な主な書類

- ・ 竣工図、貸室面積表、賃貸借契約書等
- ・ ビル外観写真画像データ
- ・ エネルギー購入伝票等
- ・ 月別テナント入居率がわかる一覧表
- ・ 改修計画書、更新機器カタログや仕様書等
- ・ 既存機器の機器完成図や仕様書等

『省エネ改修効果診断ツール 操作マニュアル』に沿って作成してください。



TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ver.1.0

申請書類の注意点③-2

省エネ改修効果診断ツール ～使用方法～

◎STEP 1：ツールのダウンロード

- ・ 下記URLよりツールをダウンロード
- ・ ツールは「Microsoft Excel」ファイルで構成

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gl/download/index.html>

使用法は
2ステップのみ!

省エネ改修効果診断書

◎STEP 2：データの入力

- ①基本情報（建物概要など）
- ②床面積（用途ごとの床面積）
- ③エネルギー使用量（電気、ガスなど）
- ④テナント入居率
- ⑤改修前後の設備情報

The screenshot shows a detailed Excel-style form for data entry. It includes sections for building name, address, construction year, floor area, and energy consumption. There are also dropdown menus for energy source selection and checkboxes for equipment status.



- ・ 入力内容に基づき自動で作成
- ・ 印刷して掲示するなどの使用

申請書類の注意点④

募 P. 22

共用部分をLED照明に改修し、助成金申請額が4,000万円を超える場合の追加条件

当該助成事業の効果について、当該助成事業に係るテナント等事業者へ還元する取組※を行ってください。また、取組内容の分かる資料を提出してください。

※具体例

(エネルギー等の情報共有)

- ・共用部やビル全体のエネルギー使用量、光熱費について、テナント等事業者へ月報等により定期的に情報提供する。

(協議会の設置・運用)

- ・オーナー・テナント間の連携強化のため、共用部運用ルールやビル全体の省エネ等を推進する協議会を設置する。
- ・協議会において、オーナーからテナント専用部への省エネ対策の提案、テナントから共用部への省エネ対策の提案を行うなど、双方で協力してビルの省エネ対策を進める。

(運用改善の取組)

- ・グリーンリース契約において、マニュアルの整備等に基づき共用部の運用改善に取り組む。

(光熱費の還元)

- ・共用部のLED化に伴う光熱費用の削減分の一部をテナントに提供する。

申請書類の注意点⑤

募 P. 22 別表

助成対象経費に調査費を含める場合

調査を行い、その経費（調査費）を助成対象経費に含める場合は、募集要項 P. 22 別表にある調査見積書（写）及び調査見積比較表を提出してください。

申請のポイント

- ①助成対象事業者であるか確認してください。
(ビル所有者、中小企業者、中小テナントビルであること)
- ②申請条件を整えてください。
(A2以上、グリーンリース契約等)
- ③申請書類を作成し、経費の計算を行ってください。
(各種様式のダウンロード、添付書類の準備)
- ④申請書類を郵送又は持参で窓口に出してしてください。
- ⑤本申請の前に、事前相談を行なってください。

7. 審査から交付決定まで

書類審査・審査会

募 P. 23

書類審査

必要に応じて、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行うことがあります。

審査会

- ・半年に1回程度開催（計5回）
- ・各回10～20件程度の採択を予定
- ・第5回募集の審査会は2～3月頃を予定

書類審査・審査会

募 P. 23

審査のポイント

①グリーンリース契約内容

- ・設備改修の種類
- ・削減効果の算定方法
- ・グリーンリース料の分担割合の設定方法
- ・運用改善の種類

②グリーンリース契約締結範囲

- ・グリーンリース契約したテナントの数、面積

③グリーンリースによる省エネ効果

- ・高効率設備の導入
- ・ベンチマークの向上
- ・費用対効果

④その他

交付決定

募 P. 23

交付決定通知

- ・審査(審査会)の結果に基づき、交付を決定した事業者に送付します。
- ・第5回募集については、3月に送付予定です。
※不交付の場合は、不交付決定通知を送付します。

交付決定額

交付の**最大限度額**のことです。3社見積を取得した後、助成対象金額が増えても、この金額を超えて交付することはありません。

8. 交付決定後について

助成事業の開始から工事完了まで①

募 P. 25～27

交付決定事業者は、「事務取扱説明書」に基づき事業を実施してください。

事務取扱説明書は、クール・ネット東京HPよりダウンロードできます。

(1)助成事業の開始

(2)申請の撤回

(3)事情変更による決定の取消し等

(4)助成事業の計画変更について

助成事業の開始から工事完了まで②

募 P. 25～27

- ・交付決定通知が届いたら、速やかに入札・契約を行い、交付決定後4か月以内に工事契約してください。
 - ・工事契約締結日から30日以内又は工事着手日のいずれか早い日までに、助成事業開始届を公社に提出してください。
- ※申請時よりもベンチマーク評価が下がる計画変更は認めません。

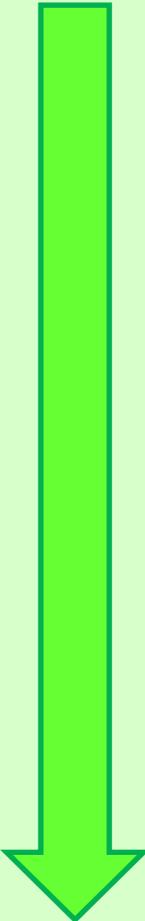
助成事業の開始から工事完了まで③

募 P. 27～29

- (5)事業者情報の変更について
- (6)債権譲渡について
- (7)事業遅延の報告について
- (8)助成事業の廃止
- (9)工事完了届等

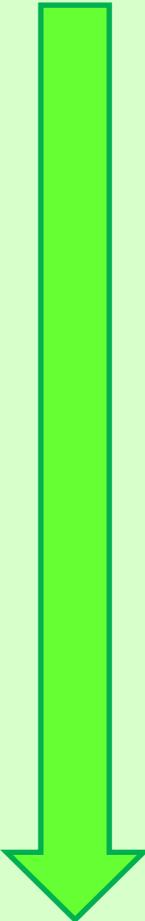
助成事業の開始から工事完了まで④

募 P. 28～29

- 
- ・工事完了後は、工事契約満了日から3か月以内又は平成32年11月30日までのいずれか早い日に工事完了届を提出してください。
 - ・工事完了届受領後、公社による書類確認・現地調査を行います。
 - ・公社は、検査の結果、適正であった場合に、助成金の確定通知を行います。

助成金の交付

募 P. 29～30

- 
- ・公社の検査及び確定通知、さらには工事に係わるすべての支払いが完了した時点を以って助成金交付請求書を提出してください。
 - ・公社は、請求書に添付された工事代金領収書で支払完了を確認し、対象設備の所有者等に助成金を交付します。
 - ・1つの振込口座を指定してください。
複数の口座へ分割しての振込は行いません。

事業期間の協力義務

募 P. 31～37

事業期間は工事完了の届出を行った日の
属する年度の翌年度から3年間

①	地球温暖化対策報告書の提出
②	導入した設備の消費エネルギー量の実績値報告
③	分析、検証への協力
④	セミナー等での事例発表
⑤	アンケートへの回答
⑥	省エネルギー診断の受診 (工事完了から1年以上～2年以内に受診)

事業期間の注意事項

募 P. 36

- ・本事業期間中は、導入した機器の処分はできません。
- ・本事業の終了後7年間は、導入した機器等を処分する際に都又は公社の承認が必要です。
- ・処分した場合は、相当額を返還請求します。
※助成金の返還については、募集要項P. 38 (2)
助成金の返還等 も参照

9. 募集結果

募集結果

	第1回募集	第2回募集	第3回募集	第4回募集
申請受付期間	H28. 10. 31 ~ H29. 1. 31	H29. 4. 24 ~ H29. 7. 31	H29. 10. 2 ~ H30. 1. 31	H30. 4. 23 ~ H30. 7. 31
交付決定件数	5件	11件	10件	15件
助成金交付額	約1億130万円	約2億2,364万円	約1億7,926万円	約2億9,682万円
平均CO2削減率	24.3%	25.0%	23.1%	27.1%
年間CO2削減量	321 t-CO ₂	680 t-CO ₂	431 t-CO ₂	1,024 t-CO ₂

※ 平均CO2削減率、年間CO2削減量は申請時の見込値

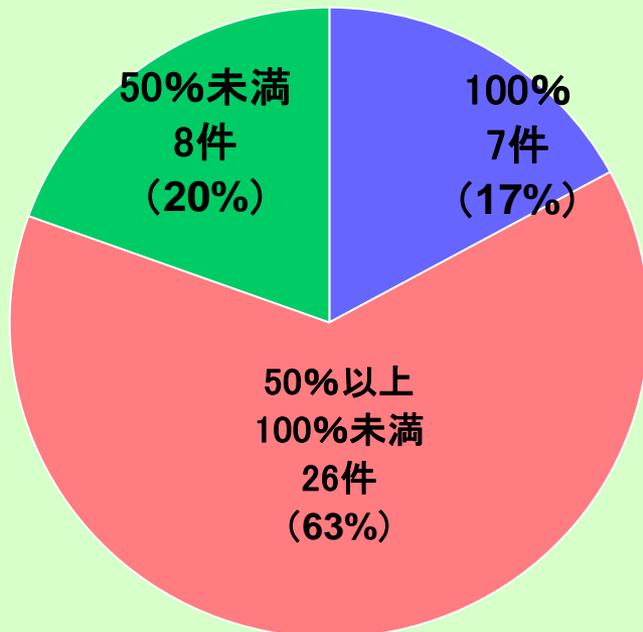
グリーンリース契約①

グリーンリース契約の締結範囲

○ 建物全体に占める

グリーンリース契約範囲

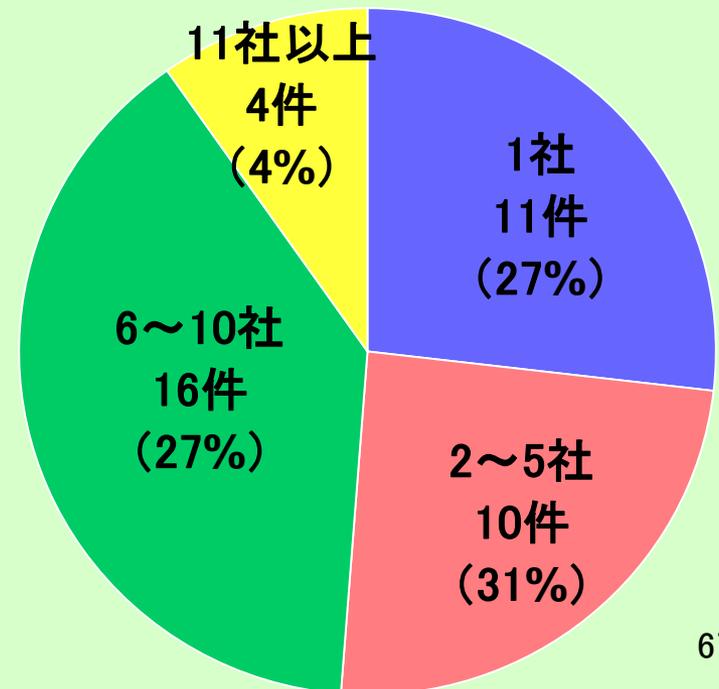
- ・約8割の事業において、ビルの半分以上でグリーンリースを実施



○ グリーンリース契約する

テナント数

- ・約6割のビルオーナーが複数のテナントとグリーンリース契約を締結



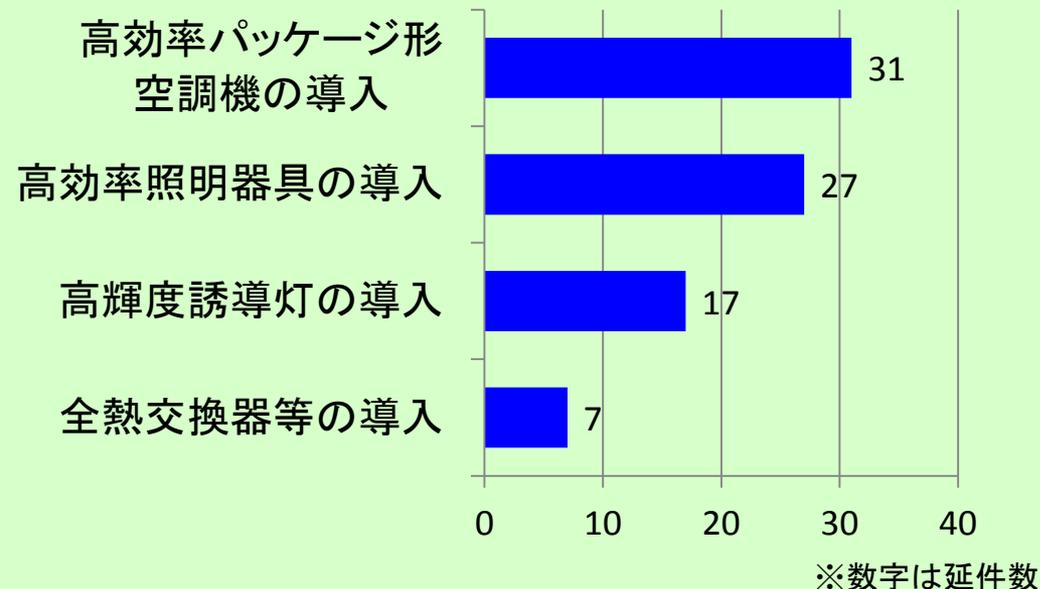
グリーンリース契約②

グリーンリース契約で行なう対策

○ 設備改修のグリーンリース

契約の対象設備

- ・グリーンリース契約の対象設備は
空調と照明がメイン



○ 運用改善のグリーンリース

契約の取組例

- ・グリーンリース契約において
様々な取組を実施

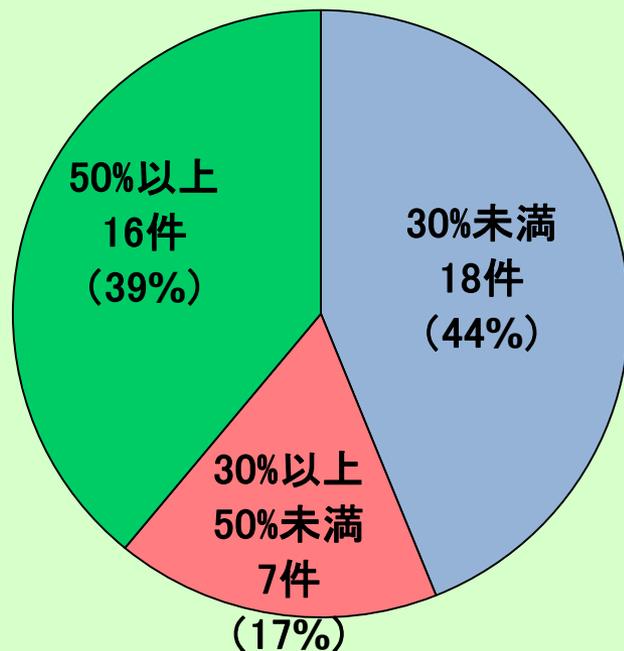
エネルギーデータの共有
目標の設定
協議会の設置
空調設定温度の緩和
空調設定温度のルール設定
未利用区画の空調停止
昼休みの消灯

グリーンリース契約③

グリーンリース契約の還元率と期間

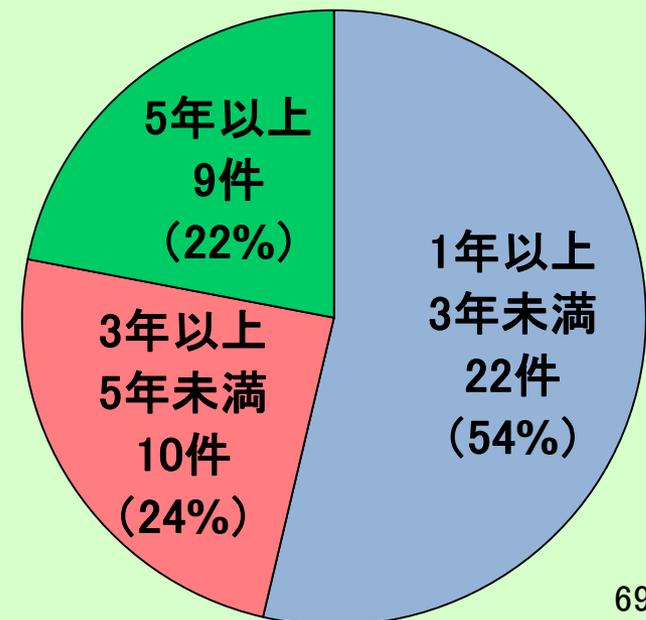
○ テナントからビルオーナーへの グリーンリース料の還元割合

- ・ 還元割合30%以上が過半数



○ グリーンリース契約期間

- ・ 一般的な賃貸借契約より長い
3年以上が半数程度

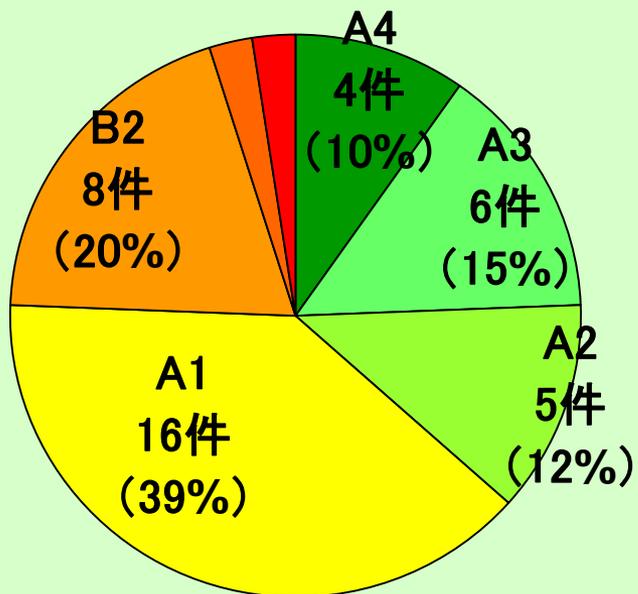


グリーンリース契約④

ベンチマークの推移

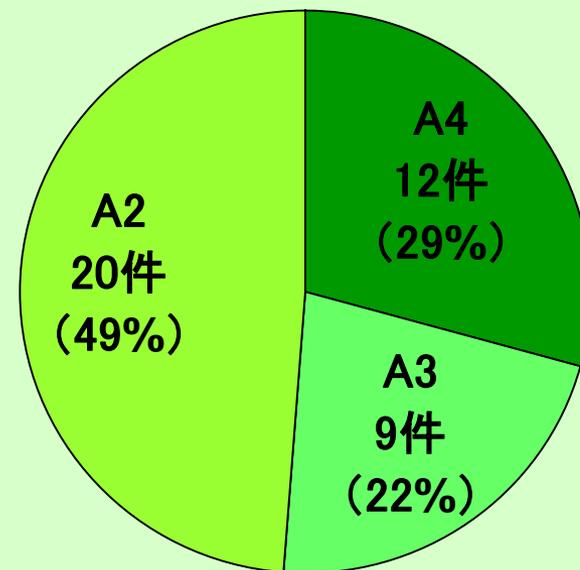
○ 改修前

- ・申請要件(A2)未達のビルが26件
- ・平均はA1程度



○ 改修後

- ・最も省エネレベルの良いA4が12件
- ・平均はA3程度



お問い合わせ

クール・ネット東京



事業支援チーム

お問い合わせ、窓口の予約等はこちら
電話 03-5990-5089

申請の詳細・様式などはホームページをご覧ください
URL <https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gl/>